

健康保険証を持たないで

医療機関や調剤薬局にかかった場合

（後日、受診した医療機関等に持参する場合）

①払い戻し期限内に保険証や医療証を医療機関及び調剤薬局に持参すると、保険診療として精算し、払い戻してもらえます場合があります。持ち物や払い戻し期限は、医療機関や調剤薬局により異なりますので、各自でお問い合わせください。

（県内の医療機関等の場合は、保険証と一緒に医療証を提示すれば保険診療分の窓口負担が無料になります）

持参できず、払い戻してもらえなかった場合は、裏面の（加入している保険者に請求する場合）の手続きをしてください。

②県外の医療機関等で医療証が使えなかった場合は、こども支援課で残りの医療費（保険診療の自己負担分）の償還払い（払い戻し）の手続きをしてください。

③償還払い（払い戻し）に必要なもの

- ・ 健康保険証※¹
- ・ 医療証（**乳**医療証または、**親**医療証）
- ・ 医療機関や調剤薬局の領収書（原本）
- ・ 振込先がわかるもの（通帳やキャッシュカード等）

※¹ マイナ保険証に移行し、お手元に健康保険証がない場合は、【健康保険加入を証明する書類】として、次の 3 点のうち【必要な情報】が明記されている書類の提示をお願いいたします。

【健康保険加入を証明する書類】

- ・ 資格情報のお知らせ
- ・ 資格確認書
- ・ マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」

【必要な情報】

（氏名・記号・番号・資格取得日・被保険者・保険者名・保険者番号がわかるもの）

健康保険証を持たないで

医療機関や調剤薬局にかかった場合

(加入している保険者に請求する場合)

①ご加入の健康保険（保険組合・協会けんぽ・国民健康保険・共済組合等）に療養費の支給申請をしてください。

申請方法については、ご加入の健康保険にお問い合わせください。

②ご加入の健康保険（保険組合・協会けんぽ・国民健康保険・共済組合等）から健康保険の定める療養費が戻ってきたら、こども支援課で残りの医療費の償還払い（払い戻し）の手続きをしてください。ただし、お戻しできない場合もありますので、ご承知おきください。

③償還払いに必要なもの

- ・健康保険証^{※1}
- ・医療証（**乳**医療証または、**親**医療証）
- ・医療機関や調剤薬局の領収書（原本を保険者に提出した場合のみコピー可）
- ・振込先がわかるもの（通帳やキャッシュカード等）
- ・支給決定通知書等
「支給決定通知書」とは
ご加入の健康保険から医療費の払い戻しがあったときに発行されます。
給料明細書と一緒に記載されていることもあります。

^{※1} マイナ保険証に移行し、お手元に健康保険証がない場合は、【健康保険加入を証明する書類】として、次の 3 点のうち【必要な情報】が明記されている書類の提示をお願いいたします。

【健康保険加入を証明する書類】

- ・資格情報のお知らせ
- ・資格確認書
- ・マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」

【必要な情報】

(氏名・記号・番号・資格取得日・被保険者・保険者名・保険者番号がわかるもの)

高額療養費について

- ①高額療養費は、被保険者の年齢や所得等によって自己負担限度額が違うので、ご加入の健康保険（保険組合・協会けんぽ・国民健康保険・共済組合等）に「高額療養費に該当するか」のお問合せをし、該当する場合は高額療養費の支給申請をしてください。

申請方法については、ご加入の健康保険にお問い合わせください。

湯河原町国民健康保険に加入している人は、後日住民課からこども支援課に直接高額療養費の払い戻しがあるので、通常の償還払いの手続きをしてください。

70 歳未満の方の区分

所得区分	自己負担限度額
上位所得者Ⅰ（限度額区分：ア） （標準報酬月額 83 万円以上）	252,600 円＋（総医療費－842,000 円）× 1 % 〈多数回該当：140,100 円〉
上位所得者Ⅱ（限度額区分：イ） （標準報酬月額 53 万円以上 79 万円以下）	167,400 円＋（総医療費－558,000 円）× 1 % 〈多数回該当：93,000 円〉
一般Ⅰ（限度額区分：ウ） （標準報酬月額 28 万円以上 50 万円以下）	80,100 円＋（総医療費－267,000 円）× 1 % 〈多数回該当：44,400 円〉
一般Ⅱ（限度額区分：エ） （標準報酬月額 26 万円以下）	57,600 円 〈多数回該当：44,400 円〉
低所得者（限度額区分：オ） （被保険者が市区町村民税の非課税者等）	35,400 円 〈多数回該当：24,600 円〉

- ②ご加入の健康保険（保険組合・協会けんぽ・国民健康保険・共済組合等）から健康保険の定める療養費が戻ってきたら、こども支援課で残りの医療費の償還払い（払い戻し）の手続きをしてください。

- ③償還払いに必要なもの

- ・健康保険証^{※1}
- ・医療証（医療証または、医療証）
- ・領収書（原本を保険者に提出した場合のみコピー可）
- ・振込先がわかるもの（通帳やキャッシュカード等）
- ・支給決定通知書等^{※2}

窓口での支払いが最初から自己負担限度額までとなる方法



方法①マイナ保険証を利用する

医療機関等の窓口でマイナ保険証を利用し、「限度額情報の表示」に同意する

方法②限度額適用認定証を利用する

ご加入の健康保険（保険組合・協会けんぽ・国民健康保険・共済組合等）から「限度額適用認定書」を取得し、保険証と一緒に窓口提出する

補装具等を購入した場合

- ①ご加入の健康保険（保険組合・協会けんぽ・国民健康保険・共済組合等）に療養費の支給申請をしてください。

申請方法については、ご加入の健康保険にお問い合わせください。

- ②ご加入の健康保険（保険組合・協会けんぽ・国民健康保険・共済組合等）から健康保険の定める療養費が戻ってきたら、こども支援課で残りの医療費の償還払い（払い戻し）の手続きをしてください。

※支払った医療費が全額支給されない場合もありますので、ご承知おきください。
（装具ごとに支給上限額があります）

③償還払いに必要なもの

- ・健康保険証^{※1}
- ・医療証（☒乳医療証または、☒親医療証）
- ・領収書（原本を保険者に提出した場合のみコピー可）
- ・小児弱視等の治療用眼鏡やコンタクトレンズを購入した場合
（9歳未満の小児のみ対象）
「眼鏡等作成指示書」のコピー
- ・治療用装具等を購入した場合
「治療用装具製作指示装着証明書」のコピー
- ・振込先がわかるもの（通帳やキャッシュカード等）
- ・支給決定通知書等^{※2}

※1 マイナ保険証に移行し、お手元に健康保険証がない場合は、【健康保険加入を証明する書類】として3点のうち【必要な情報】が明記されている書類の提示をお願いいたします。

【健康保険加入を証明する書類】

- ・資格情報のお知らせ
- ・資格確認書
- ・マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」

【必要な情報】

（氏名・記号・番号・資格取得日・被保険者・保険者名・保険者番号がわかるもの）

※2 支給決定通知書等

ご加入の健康保険から医療費の払い戻しがあったときに発行されます。
給料明細書と一緒に記載されていることもあります。